

○環境省令第十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二日

環境大臣 小泉進次郎

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

第一条 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

（第一条関係の表 略）

第二条 土壤汚染対策法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
別表第二(第七条第一項関係)		別表第二(第七条第一項関係)	
特定有害物質の種類	地下水基準	特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三(第九条第一項第二号関係)

別表第三(第九条第一項第二号関係)

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下であること。
(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第四 (第三十一条第一項関係)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第五 (第三十一条第二項関係)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム四十ミリグラム以下であること。

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第四 (第三十一条第一項関係)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。
(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第五 (第三十一条第二項関係)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。

(略)

(略)

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令（以下「改正省令」という。）は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正省令第二条の規定の施行前に土壤汚染対策法（以下「法」という。）第三条第一項の有害物質使用特定施設の廃止をした者（同項ただし書の確認を受けている場合であつて、改正省令第二条の規定の施行後に法第三条第六項の規定により当該確認を取り消され、又は同条第八項の規定による命令を受けた者を除く。）、第四条第二項の届出をした者、第四条第三項若しくは第五条第一項の命令を受けた者又は第十四条第一項の申請をした者に係る改正省令に

よる改正前の土壌汚染対策法施行規則第七条第一項の地下水基準、第九条第一項第二号の第二溶出量基準、第三十一条第一項の土壌溶出量基準及び第三十一条第二項の土壌含有量基準の適用については、なお従前の例による。

2 改正省令第二条の施行前に法第七条第一項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例による。

3 改正省令第二条の施行前に土壌汚染対策法施行規則第六十条第一項の規定により法第十六条第一項の認定の申請をした者に係る土壌の調査については、なお従前の例による。